様式第１号（第６条関係）

美濃加茂市東京圏からの移住支援事業補助金実施計画書

年　　月　　日

　美濃加茂市長　藤井　浩人　宛

申請者　住所

　氏　名

　※自署又は記名及び押印

　美濃加茂市東京圏からの移住支援事業補助金の交付を受けたいので、美濃加茂市東京圏からの移住支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | 年齢※ |
| 氏名 |  | 年　　月　　日 | 歳 |
| 現住所 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス | 　 |

※年齢は申請日の属する年度の４月１日時点での年齢を記入してください

２　補助金の内容（該当する項目に○を付けてください）

|  |  |
| --- | --- |
| 世帯人数 | 　　　人 |
| 子育て加算 | 有（１８歳未満の世帯人数　　人）　・　無 |
| 補助金の種類 | 就業（一般就業）　・　 就業（専門人材）テレワーク 　・ 　関係人口 　・ 起業 |

３　各種確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| 様式第１号別紙１　「補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  Ａ．誓約する ・ Ｂ．誓約しない |
| 様式第１号別紙２　「美濃加茂市東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  Ａ．同意する ・ Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、当市に居住する意思について |  Ａ．意思がある ・ Ｂ．意思がない |
| 申請日から５年以上継続して、就業・起業する意思について |  Ａ．意思がある ・ Ｂ．意思がない |
| 就業の場合、就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係について | Ａ．３親等以内の親族に該当しないＢ．３親等以内の親族に該当する　　　　 |
| テレワークの場合、美濃加茂市への移住の意思について | Ａ．自己の意思であるＢ．所属からの命令である |
| 関係人口の場合、推薦者との関係について | Ａ．３親等以内の親族に該当しないＢ．３親等以内の親族に該当する　　　　 |
| 美濃加茂市東京圏からの移住支援事業補助金交付要綱又は美濃加茂市清流の国ぎふ移住支援事業補助金交付要綱若しくは美濃加茂市林業就業移住支援金交付要綱に規定する補助金について | Ａ．交付を受けていないＢ．交付を受けている |

　※各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、補助金の対象になりません。

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

５　東京２３区への在勤履歴（東京２３区の在勤者に該当する場合のみ記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地住所 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※東京２３区への在勤後、移住前に東京２３区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、補助金の対象になりません

※通算５年以上の在勤履歴を記載

６　移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年　　　回程度 ／行くことはない ／ その他（　　　　　　　　） |
| 通勤手当の有無 | 支給あり　　／　　支給なし |
| ※テレワークの様態は様々であるため、本様式記載事項以外に個別の状況をお伺いすることがあります。※勤務先へ行く頻度が勤務日数の１／５を超える場合は、生活の本拠が移住先にあるとは言えず、また、所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給がある場合は、本事業で想定するテレワークに該当しないと判断し、移住支援金の支給対象とならない場合があります。 |

別紙１

補助金の交付申請に関する誓約事項

１　美濃加茂市暴力団排除条例（平成２４年美濃加市条例第１０号）第２条第１号に規定する暴力団及び同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないことを誓約します。

２　暴力団等ではないことを市が警察に照会し、調査を行うことに同意します。

３　市税等の滞納の有無を確認するため納付状況を市が確認することに同意します。

　※市税等：市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、下水道受益者負担金、保育料、保育所等給食費、放課後児童クラブ保育料、学校給食費及び市営住宅使用料をいう。

４　移住支援金の交付申請時から移住５年目までの各年、市が申請者及び世帯員の居住要件確認のため住民基本台帳を確認することに同意します。

５　移住支援金の交付申請時から移住５年目までの各年、第４条の各要件の現況を確認する調査に応じます。

６　岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立ち入り調査について、岐阜県及び美濃加茂市から求められた場合には、それに応じます。

７　以下の場合には、美濃加茂市東京圏からの移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

(1) 補助金の申請日から３年未満で市外へ転出したとき：全額

(2) 就業の場合、移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき：全額

(3) 岐阜県が別に定める公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱に規定するスタートアップ等創業支援事業又は地域課題解決型創業支援事業に係る補助金の交付決定を取り消された場合：全額

(4) 本市内居住又は就業若しくは起業の実態がないことが明らかになったとき：全額

(5) 提出した書類に偽りその他不正があったとき：全額

(6) その他返還が相当と認める事由があったとき：全額

(7) 補助金の申請日から３年以上５年以内に市外に転出したとき：半額

８　岐阜県又は本市が実施する移住定住施策への協力（各種移住定住に係る調査及びインタビュー、セミナーの講師等）をすることに同意します。

年　　月　　日

住所

氏名

※自署又は記名及び押印

別紙２

美濃加茂市東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い

岐阜県及び美濃加茂市は、岐阜県東京圏からの移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及びこの法律の施行のために岐阜県や美濃加茂市が定める条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岐阜県及び美濃加茂市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。